

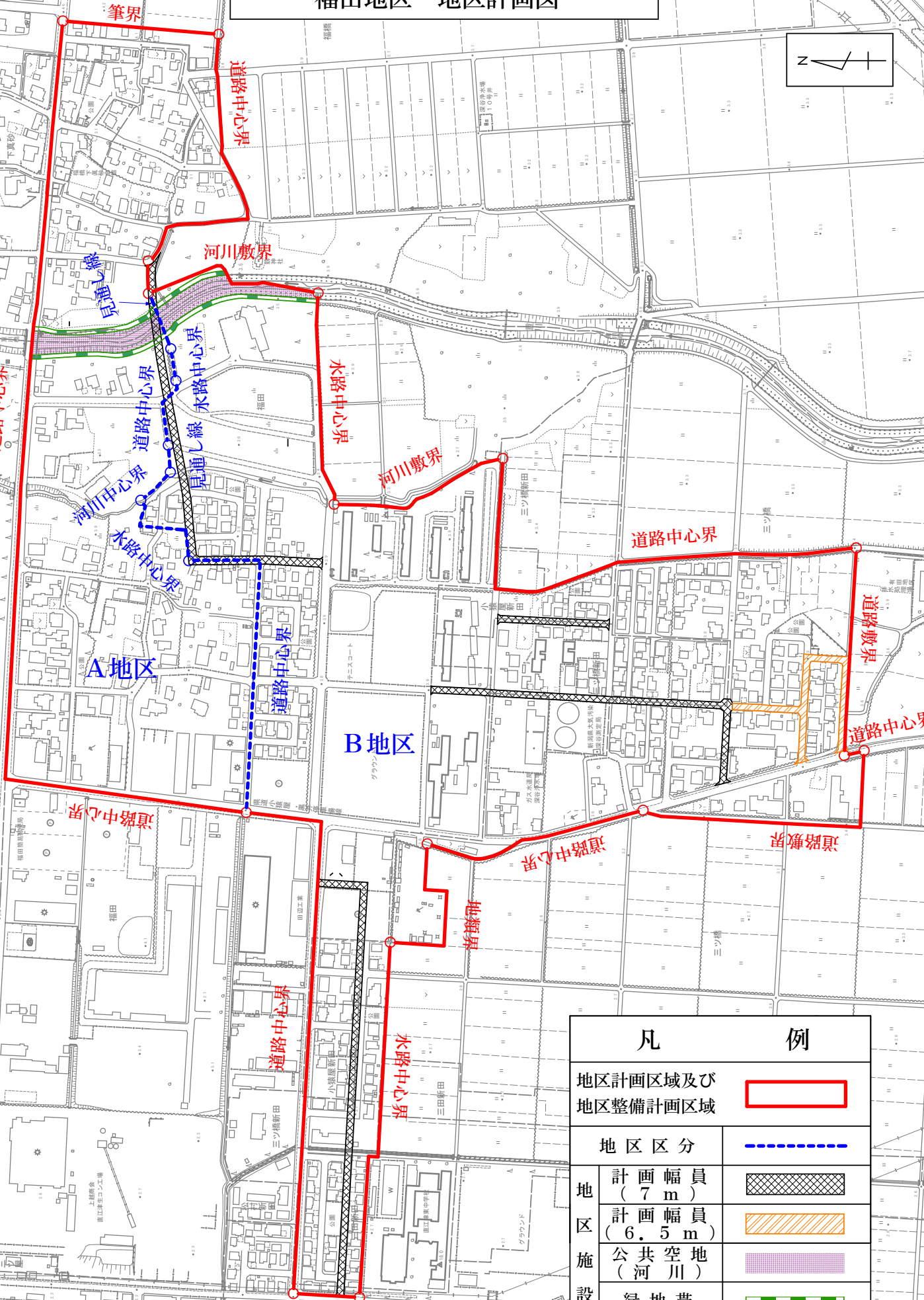
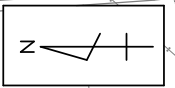
3. 福田地区 地区計画

令和元年 11 月 28 日 告示

名称		福田地区 地区計画	
位置		上越市大字福橋、大字下真砂、大字福田、大字小猿屋新田、大字三ツ橋新田、大字三ツ橋、三ツ橋、大字安江、大字三田新田	
面積		約 39.8 ha	
区域の整備、開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、直江津臨海工業地帯の南部に位置し、周辺は既存の大規模な工場を中心とした工業地区であり、その背後地には既存集落及び社宅群を中心とした住宅地区である。</p> <p>このため、地区計画を策定し、地区施設の担保及び適正な用途規制を行うことにより、既存集落及び社宅群と整合が図られた住宅地の形成を目標とする。</p>	
	土地利用の方針	<p>隣接市街地との整合を図りながら、工業地区の背後住宅地として既存集落及び社宅群を含む周辺地域の環境維持及び保全に努め、健全な土地利用を図る。</p>	
	地区施設の整備の方針	<p>地区内の道路を適性に配置し、整備を図ることにより、住宅地としての機能を確保する。</p>	
	建築物等の整備の方針	<p>住宅地の良好な環境形成及び保全のため、用途を規制することで周辺との整合が図られたまちづくりを行う。</p>	
地区整備計画	区分の名称		A地区（第一種住居地域） B地区（第一種中高層住居専用地域）
	区分の面積		約 13.9 ha 約 25.9 ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)建築基準法、別表第二（に）項第三号に掲げるもの</p> <p>(2)建築基準法、別表第二（に）項第四号に掲げるもの</p> <p>(3)建築基準法、別表第二（に）項第五号に掲げるもの</p> <p>(4)建築基準法、別表第二（に）項第六号に掲げるもの</p>
	地区施設の配置及び規模		<p>道路（区画道路）：幅員 7m 延長 1,297m、幅員 6.5m 延長 293m</p> <p>公共空地：幅員 24m 延長 288m</p> <p>緑地（緑地帯）：幅員 4m 延長 576m</p>

地区計画の区域は、計画図表示のとおり

福田地区 地区計画図



凡		例
地区計画区域及び地区整備計画区域		
地区区分		
地区施設	計画幅員 (7 m)	
	計画幅員 (6.5 m)	
	公共空地 (河川)	
	緑地帯	

